

令和6年度診療報酬改定による変更のお知らせ

令和6年度6月の診療報酬改定に伴い、保険診療の内容におきまして変更がございます。

主な変更点は以下のとおりです

- ◎ 新鮮精子（射精後凍結されていない精子）を用いる体外受精・顕微授精では、3,000円が加算されます。しかし、同額が体外受精・顕微授精の受精費用から減算されるため、実質的な負担増はありません。

- ◎ 保険診療中の胚凍結保存における、保存維持管理の年数制限（3年）が撤廃されます。年齢や移植回数の制限についてはこれまでどおりです。

- ◎ TESE（精巣内精子採取術）で得られた精子や高度乏精子症など医学的理由による精子凍結保存が保険適用になります。
急な出張など医療上理由のない自己都合での精子凍結保存は、保険適用外の自己負担になりますが、「選定療養」として保険診療と併用して実施可能となります。
※選定療養とは追加費用を自己負担することで、保険適用外の治療を、保険適用の治療と併せて受けることができる制度です

- ◎ AMH（抗ミュラー管ホルモン）検査が一般不妊治療でも保険適用になります。
不妊治療を受ける患者様は、6カ月に1回、保険で検査が可能です。

患者様によってはご負担金が変わる場合がございます。

どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。